

新町まちづくり計画 変更(案)の概要について

■新町まちづくり計画とは

新町まちづくり計画は、合併後の『安平町』を建設し一つのまちとして均衡あるものにするため、それぞれの地域特性や利点を最大限に取り入れ、その実現に向けた施策や事業を計画に位置づけ、新町としての一体化を促進し、福祉の向上と新町の発展を図ることを目的に、「旧市町村の合併の特例に関する法律」に基づき策定されました。当計画では、合併の背景、新町の将来像や目標、財政計画など、合併後10年間の計画がまとめられており、合併特例債などを活用して事業を実施しています。

■新町まちづくり計画 主な変更点

平成24年6月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、「旧市町村の合併の特例に関する法律」が改正され、合併特例債の発行可能期間が延長となり、本町においては、平成32年度まで発行可能となりました。

当町では、この法律改正に合わせて合併特例債の発行可能期間を確保するため、新町まちづくり計画の期間を15年間とし、平成32年度まで延長することとしました。

【主な変更点】

①計画期間の延長

- ・変更前：平成18年度～平成27年度（10年間）
- ・変更後：平成18年度～平成32年度（15年間）

②財政計画表の更新変更

計画期間の延長に伴い、財政計画表を更新します。

- ・平成18年度から平成27年度までは、決算額及び決算見込額となります。

* 計画期間について

	年 度														
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	平成18年度～平成27年度（10年間）														
変更後	平成18年度～平成32年度（15年間）														

■新町まちづくり計画に基づき、合併特例債を活用した主な事業

- ・ 消防庁舎建設事業 【平成21年度完成】
- ・ 追分中学校建設事業 【平成24年度完成】
- ・ 学校給食センター建設事業 【平成25年度完成】

消防庁舎建設事業【平成 21 年度完成】

安平町の消防・救急体制については、胆振東部消防組合（以下、「消防組合」という。）が担っており、町内には 2 つの支署を有していましたが、合併後の安平町においては、いかにして効率的な体制に再編整備をするかが課題となっていました。

消防組合では、消防・救急体制に影響を及ぼさない範囲の中で、組織機能と役割の見直しを行うとともに、消防行政サービスの総合的かつ効果的な提供と機能強化という観点から、組織再編に対応した消防庁舎を建設。

追分中学校建設事業【平成 24 年度完成】

町内で最も古い学校であった追分中学校は、雨漏りのほか、老朽化が著しく耐震補強工事が困難であるなど、町内の他校と比較しても、最も劣悪な環境下にあったことから、町内における教育環境の均衡化や安全性の確保を図るため、追分中学校を建替えし建設。

学校給食センター建設事業【平成 25 年度完成】

安平町では、旧町単位にあった学校給食センターを運営していましたが、両給食センターともに建物本体や機器設備の老朽が進んでいたこと、アレルギー食の対応をはじめ、児童生徒への安全・安心な学校給食の統一したサービス提供のため、学校給食施設を統合し安平町安平地区へ給食センターを建設。

■変更手続きの流れ

① 北海道との協議（事前協議）



② 町民参画手続き（パブリック・コメント等）



③ 北海道との協議（正式協議）



④ 町議会への議案上程（新町まちづくり計画の変更について）



⑤ 総務大臣、北海道知事への変更計画送付